⑹　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の２第１項第５号ロ（「債権」の定義にあっては、同令第211条の82第１項第４号ロ）による。

［⑺～⑯　略］

［３～８　略］

［３～５　略］

別紙様式第16号の25（第211条の81第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１　［略］

２　連結貸借対照表

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑸　略］

⑹　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の２第１項第５号ロ（「債権」の定義にあっては、同令第211条の82第１項第４号ロ）による。

［⑺～⑲　略］

［３～９　略］

［３～５　略］

⑹　貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の２第１項第５号ロによる。

［⑺～⑯　同左］

［３～８　同左］

［３～５　同左］

別紙様式第16号の25（第211条の81第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１　［同左］

２　連結貸借対照表

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

［⑴～⑸　同左］

⑹　貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、３ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の２第１項第５号ロによる。

［⑺～⑲　同左］

［３～９　同左］

［３～５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。